

ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2. 6月号

VOL. 096

いつもお世話になります。

小学生、中学生、高校生の学校が始まり、にぎやかな朝を迎えています。

いつもの光景が戻りつつありますが、その光景のうらには、家庭・地域・学校が連携してこの日を迎えていることを感じています。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

神は細部に
宿る。

アビ・ヴァールブルク (美術史家)

ものごとを面白く体験するための5Kは好奇心、観察力、行動力、向上心、そして謙虚。

特に謙虚は大事。一番最初のワクワクした気持ちをわすれないことです。

東儀秀樹 雅楽演奏家



～元気手帳感謝編より

今月のいろいろ「掲示板」

【日常生活】

自粛期間も終わり、学校も始まり、ようやく以前のような生活スタイルに戻りつつあります。学校の始まった日常はやはりバタバタしていますが、これこそ日常と思い、なんだか嬉しい気持ちです。

第二波がこないことを祈りつつ、日常を楽しみたいです。



知っところ！「税務のママ知識」

課税の助成金と非課税の助成金



新型コロナウイルス感染症の影響で、国や自治体から助成金といった名目で金銭（商品券等の経済的利益も含む）が支給されることがあるが、所得税の課税対象になるか否かはその助成金等により異なります。助成金等の支給根拠の法令等で非課税と規定されるものや、心身又は資産に加えられた損害につき支給される相当の見舞金など所得税法で非課税と規定されるものには、所得税は課されません（[所法9](#) ①）。雇用保険の失業給付金などの他、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券」は非課税となる（[所法9](#) ①十七）。住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円が支給される、「特別定額給付金」等も非課税です（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律4等）。

一方、事業者の収入が減少したことへの補償や、賃金等の支出の補填を目的に支給されるものなど、業務上の取引に関連して支給される助成金等は、事業所得等として課税対象となります。

「小学校休業等対応助成金」、「雇用調整助成金」などは、事業所得等として課税対象となります。また、東京都が一定の事業者に給付する「感染拡大防止協力金」や、「持続化給付金」も課税対象とされています（「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」）。

ただ、事業所得等に係る収入金額に算入されても、収入減で多額の費用・損失があり所得金額が生じなければ、所得税も生じないことになります。

引用；週刊税務通信 3604号

事務所あれこれ日記

【祝☆所長 44歳】

6月に44歳のお誕生日を迎えられました。塩分の摂取量に気を遣いながら、毎日かかさず運動をしているだけあって中年太りとは無縁！！羨ましい限りです。これからも健康な身体でいてくださいね。（山田）



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

